

2026年

IST協同組合

# 6 組合通信

6月2日発行

発行者：岸本

## 在留資格更新・変更の手数料が値上します！

技能実習生・特定技能外国人受入機関の皆さまにおかれましては、日頃より当組合の取り組みにご協力いただき誠にありがとうございます。前々から、何社かの受入企業さまより「在留手数料って結構高くなるんですよね？」とご質問いただく機会が何度かありました。ご質問段階では、確定の返答が出来なくてこちらとしても情報ばかり追い求めていたのですが、つい先日入管法改正が成立し、大幅な引き上げが決定いたしました。施工日は「令和9年の3月31日までの間に」と案内が出ております。近日中に、実習生・特定技能外国人の在留資格変更および更新に係る手数料が変更となります事をお知らせいたします。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。つきましては、参考書類として、改正内容や新聞掲載の参照をお願いいたします。引き続き、技能実習生・特定技能外国人の受入にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

在留手数料を大幅値上げへ 改正入管法成立 上限額が最大30倍

5/29(金) 12:25 配信 672

毎日新聞



外国人の在留手続きにかかる手数料の上限額を引き上げる改正入管法は29日、参院本会議で与党と国民民主、参政など各党の賛成多数で可決、成立した。上限額は在留資格の変更・更新で最大10倍、永住許可は最大30倍となり、実際に徴収される額も大幅な値上げとなる見込み。2026年度中の施行を目指す。

### 現状・課題【手数料関係】

- ・ 在留外国人数は過去最高の約413万人（令和7年末時点）
  - ・ 外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、必要な施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図る必要
  - ・ 入管法上、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可の**手数料の額の上限額は1万円**
- (※) 政令で在留資格の変更許可・在留期間の更新許可の手数料の額は6,000円（窓口）、永住許可の手数料の額は1万円

### 在留資格の変更許可等に係る手数料に関する改正

#### 入管法上の手数料の額の上限額の引上げ

入管法上の手数料の額の**上限額**を以下のとおり引き上げる。

- 在留資格の変更許可 → 10万円
- 在留期間の更新許可 → 10万円
- 永住許可 → 30万円

(※) 具体的な手数料の額は引き続き**政令に委任**し、在留期間に応じて定める。

#### 手数料の額を定めるに当たって勘案する要素の明確化

実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額、諸外国における同種の手数料の額を勘案する。

#### 手数料の減額又は免除

経済的困難その他特別の理由がある者については、手数料を減額し、又は免除することができるとする。

**施行日** 令和9年3月31日までの間において政令で定める日

## 入国・配属連絡

6月はインドネシア実習生とフィリピン実習生を配属しました。受入企業さまにおかれましては、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。  
また、4名のインドネシア実習生が入国しました。1ヶ月間の入国後講習に励んでおります♪



技能実習生定期報告および特定技能定期報告にかかる書類提出にご協力いただき誠にありがとうございました。

## お知らせ

育成就労制度開始に向けて、技能実習生としての受入となる新規面接は、今年の9月までとさせていただきます。制度改正や受入等に関しましてご不明点やご質問ございましたら、各担当へお気軽にお問い合わせください。